

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第7条第2項の規定に基づき、鹿児島大学自然科学教育研究支援センター(以下「センター」という。)の組織に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、鹿児島大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、本学における動物実験、遺伝子実験及び放射性同位元素を活用した教育研究を支援するとともに、高度先端研究機器・設備の一元的管理・運営を行うことで、もって先端的な生命科学・自然科学系の教育・研究の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 動物実験、遺伝子実験及び放射性同位元素に係る教育研究、利用者に対する指導助言、教育訓練及び安全管理に関すること
- (2) 高度先端研究機器・設備の管理・整備、利用者に対する講習、技術指導及び情報交換に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な業務。

(施設)

第4条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 動物実験施設
- (2) 遺伝子実験施設
- (3) 機器分析施設
- (4) アイソトープ実験施設

(運営)

第5条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、鹿児島大学自然科学教育研究支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第6条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 動物実験施設長、遺伝子実験施設長、機器分析施設長及びアイソトープ実験施設長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

(職務)

第7条 センター長は、センターの業務を掌握する。

2 動物実験施設長、遺伝子実験施設長、機器分析施設長及びアイソトープ実験施設長(以下「施設長」という。)は、各施設の業務を総括管理し、センター長の職務を補佐する。

3 前条第1項第3号及び第4号の職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター長等)

第8条 センター長は、本学の専任の教授のうちから、国立大学法人鹿児島大学学内共同教育研究施設等人事委員会(以下「人事委員会」という。)の意見を参考にして、学長が選考する。

2 施設長は、センターの各施設の専任教員又は兼務教員のうちから運営委員会の議を経てセンター長が推薦し、学長が選考する。

3 センター長及び施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長及び施設長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務教員)

第9条 センターに兼務教員を置くことができる。

2 兼務教員は、所属部局長を経て申し出のあった者について、学長が兼務を命ずる。

3 兼務教員は、第4条各号のいずれかの施設に属し、当該施設の業務を処理する。

4 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協力研究者)

第10条 センターに学外の協力研究者を置くことができる。

2 協力研究者は、運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、研究国際部研究協力課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 鹿児島大学フロンティアサイエンス研究推進センター組織規則(平成17年規則第57号)は、廃止する。

3 この規則の施行後、最初のセンター長は、学長が指名した者をこの規則により選考したものとみなす。